

◎岡山県告示第三十九号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和六年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 二―（エチルアミノ）―二―（三―ヒドロキシフェニル）シクロヘキサン―一―オン（通称名H X E、Hydroxetine）及びその塩類

2 N―エチル―四―ヒドロキシ―N―プロピルトリプタミン（通称名四―H O―E P T）及びその塩類

3 エチル―三・三―ジメチル―二―（一―ペンチル―一H―インダゾール―三―カルボキシアミド）ブタノアールト（通称名E D M B―P I N A C A）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

令和六年一月二十九日

◎岡山県告示第四十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和六年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

よつばのクローバー 長船

2 所在地

瀬戸内市長船町福岡五〇〇番地二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社安心ライフサポート

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区春日町五番二〇号アルファ春日町一〇三号室

三 指定年月日

令和六年二月一日

四 事業所番号

三三五一二〇〇〇七〇

五 サービスの種類

児童発達支援

◎岡山県告示第四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和六年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

さすてなワーク

2 所在地

津山市皿六二八番七号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人生き活き館

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区春日町九番五号

三 指定年月日

令和六年二月一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇九七九

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第四十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

せとうち旭川荘地域生活ホーム

2 所在地

瀬戸内市牛窓町長浜四九八二―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人旭川荘

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区祇園八六六

三 廃止年月日

令和六年一月三十一日

四 事業所番号

三三二一〇〇〇一〇

五 サービスの種類

共同生活援助

◎岡山県告示第四十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

なないろ

2 所在地

玉野市山田九一九―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人虹色

2 主たる事務所の所在地

玉野市山田九一九―一

三 廃止年月日

令和六年一月三十一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇五三〇

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の二十五第二項の規定により、次の指定地域相談支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

相談支援事業所 さんらいず

2 所在地

井原市井原町一六六五―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人太陽の会

2 主たる事務所の所在地

井原市井原町一六六五―一

三 廃止年月日

令和六年一月三十一日

四 事業所番号

三三三〇七〇〇三四

五 サービスの種類

地域移行支援、地域定着支援

◎岡山県告示第四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和六年二月二日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指定年月日
ホリエ薬局	総社市駅前一―八―七二	調剤	令和五年十二月一日
アイ薬局	笠岡市五番町五―一	調剤	令和六年一月一日
のぞみ薬局わけ店	和気郡和気町泉五〇―五	調剤	令和六年二月一日

◎岡山県告示第四十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和六年二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名 称

変更事項

変更前

変更後

変更年月日

アルファ薬局小田店

医療機関の所在地

小田郡矢掛町小田五五三七

小田郡矢掛町小田五五二六

令和六年一月一日

一〇

一

◎岡山県告示第四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和六年二月二日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

辞退年月日

ホリエ薬局

総社市駅前一―八―七二

調剤

令和五年十一月十五日

アイ薬局

笠岡市五番町五―一

調剤

令和五年十二月三十一日

訪問看護ステーションあおぞら

赤磐市桜が丘西四―一―一六

訪問看護（腎臓）

令和六年一月三十一日

令和6年2月2日 岡山県公報 第12570号

◎岡山県告示第四十八号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

岡山県倉敷市下津井田之浦一―四―五 中村 新治

岡山県倉敷市下津井田之浦二―五―七 金本 住夫

二 加入区

下津井

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

第一田之浦吹上漁業協同組合

四 縦覧期間

令和六年二月二日から同月十六日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

一 発起人の住所及び氏名

岡山県倉敷市下津井吹上二―一―三 尾崎 末明

岡山県倉敷市下津井田之浦二―一〇―一二 荒尾 正義

二 加入区

下津井

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

本田之浦吹上漁業協同組合

四 縦覧期間

令和六年二月二日から同月十六日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

一 発起人の住所及び氏名

岡山県倉敷市下津井三―八二―一 山崎 裕貴

岡山県倉敷市下津井五―五―三〇 大星 数馬

二 加入区

下津井

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

第一下津井漁業協同組合

四 縦覧期間

令和六年二月二日から同月十六日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

一 発起人の住所及び氏名

岡山県倉敷市下津井二六一四―三〇

山本 博文

令和6年2月2日 岡山県公報 第12570号

- | | | |
|---|---|---------------|
| 二 | 岡山県倉敷市下津井三―一八
加入区
下津井 | 西田 晃夫 |
| 三 | 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
下津井漁業協同組合 | |
| 四 | 縦覧期間
令和六年二月二日から同月十六日まで | |
| 五 | 縦覧場所
岡山県農林水産部水産課 | |
| 一 | 発起人の住所及び氏名
岡山県倉敷市下津井三―二一八
岡山県倉敷市下津井三―二五 | 松本 猛
竹内 良明 |
| 二 | 加入区
下津井 | |
| 三 | 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
下西漁業協同組合 | |
| 四 | 縦覧期間
令和六年二月二日から同月十六日まで | |
| 五 | 縦覧場所
岡山県農林水産部水産課 | |

◎岡山県告示第四十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和六年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 起業者の名称
瀬戸内市
 - 二 事業の種類
瀬戸内市備前長船刀剣博物館駐車場整備事業
 - 三 起業地
 - 1 収用の部分 岡山県瀬戸内市長船町長船字砂田地内
 - 2 使用の部分 なし
 - 四 事業の認定をした理由
 - 1 法第二十条第一号の要件への適合性について
瀬戸内市備前長船刀剣博物館駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十二号に掲げる「社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による博物館」に該当する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
 - 2 法第二十条第二号の要件への適合性について
本件事業の起業者である瀬戸内市は、本件事業を第三次瀬戸内市総合計画（令和三年一〇月策定）、新市建設計画（令和三年九月変更）及び備前長船刀剣博物館「日本刀の聖地」拠点計画に位置付けており、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。
 - 3 法第二十条第三号の要件への適合性について
 - ① 本件事業の施行により得られる利益については、刀剣を専門的に扱う公立博物館施設において必要が見込まれる一〇二台分の自動車駐車を整備するものであり、利用者の利便性の向上、通行車両等による事故防止と安全性の確保に相当の寄与が見込まれる。
また、本件事業の計画においては、①利用者の安全性、利便性を考慮し、施設へのアクセスが容易であること、②周辺住民や交通環境への影響が少ないこと、③既存敷地との一体的利用が可能であること、④最小限の工事数量で、施工が容易であること、⑤経済性において合理的であることを条件として、複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。
 - ② 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等による環境影響評価の対象事業となっておらず、保護のため特別の処置を講ずべき動植物が見受けられないこと、本件事業地内の土地における文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されていないことから、軽微なものと考えられる。
 - ③ (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められること
から、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。
- 4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、瀬戸内市備前長船刀剣博物館において必要が見込まれる駐車場を整備するものである。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五

法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

瀬戸内市役所産業建設部文化観光課

〔五三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和六年二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 事業及び地区名
県営土地改良事業（ため池整備（一般） 奥池地区）
- 二 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（ため池整備（一般） 奥池地区）計画書
- 三 縦覧の期間
令和六年二月二日から同月二十三日まで
- 四 縦覧の場所
倉敷市庄支所

〔五四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和六年二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 事業及び地区名
県営土地改良事業（ため池整備（一般） 真備市場新池地区）
- 二 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（ため池整備（一般） 真備市場新池地区）計画書
- 三 縦覧の期間
令和六年二月二日から同月二十三日まで
- 四 縦覧の場所
倉敷市真備支所

〔五五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、瀬戸内市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

瀬戸内市邑久町豆田 田内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和六年一月二十三日から 同年二月二十九日まで	測量期間

〔五六〕土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定により、次のおり事業の準備のための土地立入りを許可した。

令和六年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 起業者の名称 中国電力ネットワーク株式会社
- 二 事業の種類 六十六kV特別高圧架空送電線路 日比線No. 十一～十四経年鉄塔建替工事
- 三 立入りの目的 調査及び測量
- 四 立入りの期間 令和六年二月二日から同年九月三十日まで
- 五 立ち入ろうとする土地の区域
岡山県玉野市玉原一丁目
〃 〃 奥玉二丁目
〃 〃 奥玉三丁目

〔五七〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備前県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和六年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備前局 建第六七五号 令和六年一月二十 四日	備前市香登西字藤田六六番四、六 六番二の一部、六六番二地先水路	六・〇二	五五・一一

〔五八〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西郡字三通田九二六一、九二八―三、九二八―六

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市田ノ上二二八―六

株式会社 Square Estate

代表取締役 横田 哲也

三 許可年月日及び許可番号

令和五年九月十二日岡山県指令建指第一九七号

〔五九〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年二月二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字烏田三八八―一二一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取県米子市上福原三丁目一五―二七 二〇五号

廣幡 将基

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十一月二日岡山県指令建指第二四七号

〔六〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字烏田三八八―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市西阿知町一〇三三―五ラポール三〇一号

羽床 拓真

羽床 陽

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十一月二日岡山県指令建指第二四六号

〔六一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市国分寺字長久呂八二―一、八三―一、八三―二、八三―三、字水廻り八四―一、八五―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市二宮六五四―四

株式会社イシン住宅研究所

代表取締役 石原 宏明

三 許可年月日及び許可番号

令和五年五月十八日岡山県指令建指第五〇号

〔六二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市高野本郷字有安二四四三―二、二四四三―四、二四四五―三、二四四七―三、
字壁屋二四五七―一、二四五九、二四六一―一、二四五七―一地先水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇―一第一福岡ビルS館四階
株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十一月十七日岡山県指令建指第二五八号

〔六三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年二月二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字袋ノ東二二〇―二二一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市西阿知町八四七ルーチェ二〇二

日高 倅一

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十二月十八日岡山県指令建指第二九八号

〔六四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和六年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西郡字三通田九二六一、九二八―三、九二八―六

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市田ノ上一二二八―六

株式会社 Square Estate

代表取締役 横田 哲也

五 許可年月日及び許可番号

令和五年九月十二日岡山県指令建指第一九七号

〔六五〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和六年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市国分寺字長久呂八二―一、八三―一、八三―二、八三―三、字水廻り八四―一、八五―一

二 公共施設の種別

道路、公園

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市二宮六五四―四

株式会社イシン住宅研究所

代表取締役 石原 宏明

五 許可年月日及び許可番号

令和五年五月十八日岡山県指令建指第五〇号

〔六六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和六年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市高野本郷字有安二四四三―二、二四四三―四、二四四五―三、二四四七―三、
字壁屋二四五七―一、二四五九、二四六一―一、二四五七―一地先水路

二 公共施設の種別

水路、消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において
閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇―一第一福岡ビルS館四階
株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

五 許可年月日及び許可番号

令和五年十一月十七日岡山県指令建指第二五八号

◎広島・岡山連合海区漁業調整委員会公示第一号

広島・岡山連合海区漁業調整委員会事務規程第六条第一項の規定により、第六十八回
広島・岡山連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和六年二月二日

広島・岡山連合海区漁業調整委員会

会長 北田 國一

一日時

令和六年二月二十日（火）

午後二時から

二 場所 福山市三吉町一丁目一番一号

広島県福山市庁舎 第三庁舎三八一・三八二会議室

TEL（〇八四）九二一―一三一

三 議題

第一号議案 令和六年度における各種漁業の入会調整について

第二号議案 緩衝海域に関する協定について

◎岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会公示第一号

岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会事務規程第七条第一項の規定により、第六十二回岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和六年二月二日

岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会

会長 田沼政男

一 日時

令和六年二月十五日（木）

午後二時三十分から

二 場所 神戸市中央区中山手通四丁目十番八号

ラッセホール 地下一階リリー

TEL（〇七八）二九一一一一七

三 議題

第一号議案 令和六年度における各種漁業の入会調整について

第二号議案 会長及び会長代理の任期満了に伴う改選について

◎岡山・香川連合海区漁業調整委員会公示第一号

岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第六十三回岡山・香川連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和六年二月二日

岡山・香川連合海区漁業調整委員会

会長 北尾 登史郎

一 日時

令和六年二月五日（月）

午後二時から

二 場所 高松市サンポート一丁目一番

高松港旅客ターミナルビル 七階会議室

TEL（〇八七）八五一―三四四二

三 議題

第一号議案 令和六年度における各種漁業の入会調整について